

令和5年度事業報告書

1 一般財団法人近畿貸切バス適正化センターの組織（令和6年3月31日現在）

○名称

一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター

○所在地

大阪府寝屋川市高宮栄町12番11号

○代表者

会長 榊元 政明

○事務局

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員6名・事務員2名・・・計9名

2 理事会・評議員会・諮問委員会

○理事会（理事5名・監事1名）

代表理事・会長 榊元 政明 [元（一社）大阪バス協会会長・元南海バス(株)社長]

○評議員会（7名）

評議員長 岡野 英伸（近畿大学経営学部教授）

○適正化事業諮問委員会（6名）

諮問委員長 西村 弘（関西大学名誉教授）

3 理事会・評議員会・諮問委員会の開催状況

(1) 理事会

○令和5年度第1回理事会開催

日時 令和5年6月7日(水) 14時00分～

場所 中央電気倶楽部213号室

議題

- ① 理事の辞任及び選任（任期満了に伴うもの）
- ② 令和4年度事業報告
- ③ 令和4年度決算報告
- ④ 評議員会の開催日時及び審議事項
- ⑤ その他（評議員の退任及び選任）

○令和5年度第2回理事会開催

日時 令和5年6月16日(金) 書面開催

議題

- ① 会長（代表理事）の選定（任期満了に伴うもの）

○令和5年度第3回理事会開催

日時 令和6年3月5日(月) 15時00分～

場所 中央電気倶楽部213号室

議 題

- ① 令和6年度の適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画
- ② 令和6年度の負担金の額及び徴収方法
- ③ 諮問委員会への諮問及び評議員会の開催について

(2) 評議員会

○令和5年度定時評議員会開催

日 時 令和5年6月16日(金) 15時00分～

議 題

- ① 評議員の退任及び選任
- ② 令和4年度事業報告
- ③ 令和4年度決算報告
- ④ 理事の辞任及び選任（任期满了に伴うもの）

○令和5年度第2回評議員会開催

日 時 令和6年3月15日(金) 15時00分～

場 所 中央電気倶楽部213号室

議 題

- ① 令和6年度の適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画
- ② 令和6年度の負担金の額及び徴収方法

(3) 適正化事業諮問委員会

○令和5年度適正化事業諮問委員会開催

日 時 令和6年3月13日(水) 15時00分～

場 所 中央電気倶楽部213号室

議 題

- ① 令和6年度の適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画
- ② 令和6年度の負担金の額及び徴収方法
- ③ 答申書(案)

4 貸切バス適正化事業実施結果

(1) 巡回指導指定地域

大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県

(2) 巡回指導体制(事務局)

○平成29年8月16日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員2名・事務員2名・・・計5名

○平成30年6月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員4名・事務員2名・・・計7名

○元年6月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員5名・事務員2名・・・計8名

○令和2年4月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員6名・事務員2名・・・計9名

○令和3年4月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員5名・事務員2名・・・計8名

○令和4年4月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員6名・事務員2名・・・計9名

○令和5年4月1日

首席適正化事業指導員1名・適正化事業指導員6名・事務員2名・・・計9名

(3) 巡回指導項目(計45項目)

☆は重点項目及び非対面項目(24項目)、◎は特化項目(12項目)

① 事業計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6項目

○主たる事務所・営業所の名称・位置

○営業所別配置車両数

○車庫の位置・収容能力

○乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

○ 同 上 施設の保守・管理

○名義貸し・事業の貸し渡し等の有無

② 帳票等の整備・報告等・・・・・・・・・・・・・・・・5項目

○事故の記録・保存

○自動車事故報告書の提出

☆○乗務員台帳の作成・保存

○車両台帳及び車検証(写し)の保管

○事業報告書・輸送実績報告書の提出

③ 運行管理等・・・・・・・・・・・・・・・・15項目

☆○運行管理規程の策定

☆◎運行管理者の選任・届出

☆○運行管理補助者の選任・届出

☆○運行管理者講習の受講

☆○事業計画に従った運転者の確保

☆◎過労防止に配慮した勤務時間・乗務時間の制定・運行計画の作成、休息期の
適正な管理

☆◎点呼の実施・記録・保存

☆○点呼時のアルコール検知器の使用

☆○運転日報の記録・保存

☆○運行記録計による記録・保存・活用

☆◎運行指示書の作成・指示・携行・保存

☆◎特定の運転者に対する適性診断

☆◎特定の運転者に対する特別な指導の実施・記録・保存

- ☆◎運転者に対する指導監督の実施・記録・保存
- ☆○乗務員の服務規程
- ④ 運送引受書及び営業区域・運賃・・・3項目
 - ☆◎運送引受書の作成・交付・保存
 - 営業区域の遵守
 - ☆◎届出済み運賃の適正收受
- ⑤ 車両管理等・・・5項目
 - 整備管理規程の制定
 - ☆◎整備管理者の選任・届出
 - ☆○整備管理者研修の受講
 - 日常点検基準の作成・実施
 - ☆◎定期点検基準の作成・点検整備記録簿の保存
- ⑥ 労働基準法等・・・3項目
 - 就業規則の制定・届出
 - 36協定の締結・届出
 - ☆◎所定の健康診断の実施・記録・保存
- ⑦ 任意保険加入及び社会保険加入等・・・1項目
 - ☆○賠償責任保険等への加入
- ⑧ 苦情処理・・・1項目
 - 旅客に対する取扱い、その他運輸に関しての苦情を申し出た者に対する弁明
- ⑨ 運輸安全マネジメント等・・・3項目
 - 安全管理規程の作成・届出
 - 安全統括管理者の選任・届出
 - ☆○輸送の安全に関する情報の公表及び国への報告
- ⑩ その他・・・3項目
 - 営業所への運賃・料金の掲示、運送約款の掲示
 - 車両の表示（「事業者名」「貸切」）
 - 車内に運転者名等の掲示・応急用器具等の備え付け

(4) 巡回指導実施結果（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

府県名	巡回指導営業所数	指導項目「否」の営業所数	指導項目	営業所数		
大阪	171	38	1事業計画等	1		
			2帳票等の整備・報告等	6		
			3運行管理等	28		
			4運送引受書及び営業区域・運賃	12		
			5車両管理等	17		
			6労働基準法等	6		
			(内大阪バス協会103)	(内大阪バス協会13)	7任意保険加入等	1
			(内セーフティバス112)	(内セーフティバス15)	9運輸安全マネジメント等	4

京都	52	5	2帳票等の整備・報告等	1		
			3運行管理等	4		
			4運送引受書及び営業区域・運賃	2		
			(内京都府バス協会34)	(内京都府バス協会2)	5車両管理等	2
	(内セーフティバス30)	(内セーフティバス1)	6労働基準法等	1		
兵庫	101	31	1事業計画等	1		
			2帳票等の整備・報告等	3		
			3運行管理等	22		
			4運送引受書及び営業区域・運賃	7		
			5車両管理等	4		
			6労働基準法等	2		
			(内兵庫県バス協会84)	(内兵庫県バス協会22)	7任意保険加入等	1
(内セーフティバス63)	(内セーフティバス17)	9運輸安全マネジメント等	4			
奈良	29	9	1事業計画等	1		
			3運行管理等	4		
			4運送引受書及び営業区域・運賃	2		
			(内奈良県バス協会17)	(内奈良県バス協会4)	5車両管理等	4
			(内セーフティバス17)	(内セーフティバス5)	6労働基準法等	2
滋賀	34	1	3運行管理等	1		
			(内滋賀県バス協会24)	(内滋賀県バス協会0)		
			(内セーフティバス23)	(内セーフティバス0)		
和歌山	32	4	3運行管理等	1		
			(内和歌山県バス協会30)	(内和歌山県バス協会3)	5車両管理等	2
			(内セーフティバス27)	(内セーフティバス3)	6労働基準法等	3
計	419	88				
			(内地方バス協会289)	(内地方バス協会44)		
			(内セーフティバス270)	(内セーフティバス41)		

※「指導項目」について、多い項目順及び主な指導の内容は次のとおり。

3. 運行管理等 60営業所

- ・ 点呼の実施状況及びその保存のないものがあった。
- ・ 特定の運転者に対する特別な指導の記録の確認ができなかった。
- ・ 指示書で適切な指示がなされていなかった。
- ・ 指示書の保存のないものがあった。
- ・ 法で定められた周期で講習を受講させていなかった。

- ・選任されていない者が点呼を行っていた。
- ・他の営業所の運行管理者を兼任していた。
- 5. 車両管理等 29 営業所
 - ・定められた定期点検基準に従った確実な点検整備を実施していることが確認出来なかった。
 - ・整備管理者に所定の研修を定められた周期で受講させていなかった。
 - ・点検記録簿の一部が確認できなかった。
- 4. 運送引受書及び営業区域・運賃 . . . 23 営業所
 - ・運送引受書の一部について、運行開始・終了の日時、上限・下限運賃等が適切に記載されていなかった。
 - ・運送引受書の一部について運賃の計算が誤っていた。
 - ・一部について運送引受書が確認できなかった
- 6. 労働基準法等 14 営業所
 - ・定められた周期で健康診断の実施が確認出来なかった。
 - ・所定の健康診断の受診が確認できなかった。
- 2. 帳票等の整備・報告等 10 営業所
 - ・一部について必要な事項が記載されていなかった。
 - ・乗務員台帳が作成されていなかった。
- 9. 運輸安全マネジメント等 8 営業所
 - ・公表すべき輸送の安全に関する事項の報告が確認できなかった。

(5) 今後の課題等

- ① 巡回指導員のスキルアップ
- ② 巡回指導の効率・効果的な実施
- ③ 巡回指導・負担金に関する貸切バス事業者の理解
- ④ 事業規模に合った好事例の紹介
- ⑤ 巡回指導結果について、その教訓の事業者への周知

(6) 輸送秩序確立のための啓発・広報業務

- ① 貸切バス事業類似行為防止のための啓発活動
- ② 貸切バス事業者に対する輸送秩序維持のための啓発活動及び広報活動
- ③ 貸切バスに関する旅客からの苦情処理

5 負担金の徴収業務

- (1) 令和5年4月3日付けをもって、貸切バス事業者に対し、令和5年度の負担金の請求書の発送（納付期限 5.6.30、納付猶予届出者 5.9.30）

事業者数	406	(△11)
営業所数	597	(△10)
車両数	5,807 両	(△159 両)
負担金請求額	56,777 千円	(+11,465 千円)

(2) 令和5年9月19日付けをもって、令和5年度負担金未納事業者に対して
督促状（第1回目）の発送（納付期限 5.10.3）

未納事業者・・・9事業者

未収入金・・・783千円

・以降、6回未納事業者に対し督促状発送

(3) 令和5年度負担金未納状況（令和6年3月31日現在）

未納事業者・・・5事業者

未納金・・・280千円

以 上